第1662号
受
25.3.18
付
小郡三井医師会

福県医発第2930号(総)
平成25年3月14日

小郡三井医師会長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻一良
（公印省略）

平成25年　特定計量器の定期検査の実施について

標記について、別紙のとおり通知がありました。

医療機関で健康診断に使用する体重計及び調剤用のはかりは、計量法第19条により、福岡県計量検定所で実施されている定期検査（２年に１回）を受検しなければなりません。

つきましては、是非ともご協力いただきますよう貴職の特段のご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事　廣瀬真恵
会長　蒲池　壽

「公印省略」

２４福計協第７８－２号
平成２５年３月１１日

福岡県医師会会長　殿

福岡県指定定期検査機関
一般社団法人　福岡県計量協会
会長　石蔵　利治

平成２５年　特定計量器定期検査の実施について（通知）

計量法第１９条第１項の規定に基づき特定計量器定期検査の実施について同法第２１条第２項の規定により公示されました。

このことについて福岡県計量検定所長より、通知依頼（対平成２５年２月２６日２４計第３３６１号）がありましたので、別添の告示を送付します。

つきましては、健康診断に使用される体重計及び調剤用のはかりが本検査の対象となりますので必ず受検されますよう貴会会員の方々へのご指導方よろしくお願いいたします。

なお、平成２５年２月２６日第３４７４号福岡県公報について、平成２５年３月８日第３４７７号福岡県公報により正誤がありましたので、申し添えます。

連絡先
〒８１１－２３０２
糟屋郡粕屋町大字大隈１８８－２
福岡県指定定期検査機関
一般社団法人　福岡県計量協会
事務局　大和
TEL／FAX　092-939-2945
E-mail　fukukeikyo@ceres.ocn.ne.jp

25.3.12
5220

平成25年度前期　特定計量器定期検査
検査場所一覧

市町村名	月／日	時　間	検査場所	住所・TEL
新宮町	4／　4(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮町役場車庫前	緑ヶ浜1-1-1 092-962-0231(代表) 産業振興課 092-962-0238(直通)
	4／　5(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
新宮町 (相島)	4／　8(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	新宮相島漁業協同組合本所	相島1559 092-962-2901
古賀市	4／　9(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	古賀東区公民館	駅東1-2-8 (電話無し)
	4／ 10(水)	10:00～12:00 13:00～15:00		
志免町	4／ 11(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	志免町生涯学習1号館 裏駐車場	志免中央1-3-2 092-935-1001
	4／ 12(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
須恵町	4／ 15(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	須恵町カルチャーセンター 大会議室	大字上須恵1167 (電話無し)
宇美町	4／ 16(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	宇美町消防会館	宇美5-12-13 (電話無し)
久山町	4／ 17(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	久山町役場 森林組合横駐車場	久原3632 092-976-1111
篠栗町	4／ 18(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	篠栗町総合保健福祉センター　オアシス篠栗	大字田中1-1 092-947-8888
粕屋町	4／ 19(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	粕屋町役場北側車庫	駕与丁1-1-1 092-938-0194

平成25年度前期　特定計量器定期検査
検査場所一覧

市町村名	月／日	時　間	検査場所	住所・TEL
東峰村	4／　22(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら 宝珠山営農センター	大字福井2226 0946-72-2223
	4／　23(火)	10:30～12:00 13:00～15:00	小石原公民館	大字小石原941-9 0946-74-2235
筑前町	4／　24(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	めくばーる	久光950 0946-22-2770
	4／　25(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	筑前町役場	篠隈373番地 0946-42-3111
	4／　26(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
朝倉市	5／　7(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	ファームステーションバサロ	杷木久喜宮1663-1 0946-63-3888
	5／　8(水)	10:00～12:00	久喜宮コミュニティ	杷木久喜宮917-1 0946-62-0018
		13:00～15:00	JA筑前あさくら志波支店	杷木志波1396-1 0946-62-0504
	5／　9(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら杷木支店	杷木池田790 0946-62-1023
	5／　10(金)	10:30～12:00 13:00～15:00	JA筑前あさくら高木支店	黒川1537-1 0946-29-0211
	5／　13(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉体育センター	宮野2000-1 0946-52-3160
	5／　14(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	秋月BATABATA市場	長谷山327-1 0946-25-0757
	5／　15(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	朝倉市役所	菩提寺412-2 0946-22-1111
	5／　16(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	5／　17(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
大刀洗町	5／　23(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	大刀洗町役場	三井郡大刀洗町大字冨多819 0942-77-6201
小郡市	5／　24(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市大板井279-1 0942-72-2111(555)

平成25年度前期　特定計量器定期検査
検査場所一覧

市町村名	月／日	時　間	検査場所	住所・TEL
苅田町	5／　27(月)	10:00～12:00	小波瀬ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ	新津1-10-1 0930-23-1000
		13:00～15:00	三原文化会館	富久町1-19-1 093-434-1982
	5／　28(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
みやこ町	5／　29(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町中央公民館	犀川本庄641-1 0930-42-1365
	5／　30(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町豊津支所(別館)	豊津1118 0930-33-3111
	5／　31(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	みやこ町勝山体育館	勝山上田976 0930-32-4936
行橋市	6／　12(水)	10:00～12:00	行橋市仲津公民館	道場寺1517-1 0930-22-1001
		13:00～15:00	行橋市今川公民館	寺畔41-2 0930-25-1070
	6／　13(木)	10:00～12:00	行橋市延永公民館	上津熊76-1 0930-24-7401
		13:00～15:00	行橋市民会館	中央1-1-2 0930-25-1125
	6／　14(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		

平成25年度前期　特定計量器定期検査
検査場所一覧

市町村名	月／日	時　間	検査場所	住所・TEL
添田町	6／　17(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	歓遊舎ひこさん	大字野田1131-1 0947-47-7039
	6／　18(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	6／　19(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	添田町役場	大字添田2151 0947-82-1236
赤村	6／　20(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	赤村住民センター	大字内田1188 0947-62-3000
大任町	6／　21(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	大任町役場	大字大行事3067 0947-63-3001
川崎町	6／　24(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町農産物直売所 「De・愛」	大字安真木5308-1 0947-72-8249
	6／　25(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	川崎町民会館	大字田原804 0947-72-3000
香春町	6／　26(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	香春町生涯学習センター (フレッシュワークかわら) 多目的ホール	大字高野987-1 0947-32-8406
	6／　27(木)	10:00～12:00 13:00～15:00		
糸田町	6／　28(金)	10:00～12:00 13:00～15:00	糸田町役場敷地内駐車場	1975-1 0947-26-4025
福智町	7／　1(月)	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館 (旧赤池町民会館)	赤池970－3 0947-28-4100
	7／　2(火)	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館方城分館(旧方城町中央公民館)	伊方4480番地1 0947-22-4300
	7／　3(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	福智町中央公民館金田分館(旧金田町総合会館)	金田1153-1 0947-22-2200
田川市	7／　4(木)	10:00～12:00 13:00～15:00	田川市青少年文化ホール	平松町3番36号 0947-44-6470
	7／　5(金)	10:00～12:00 13:00～15:00		
	7／　9(火)	10:00～12:00 13:00～15:00		

指定定期検査機関

一般社団法人

福岡県計量協会

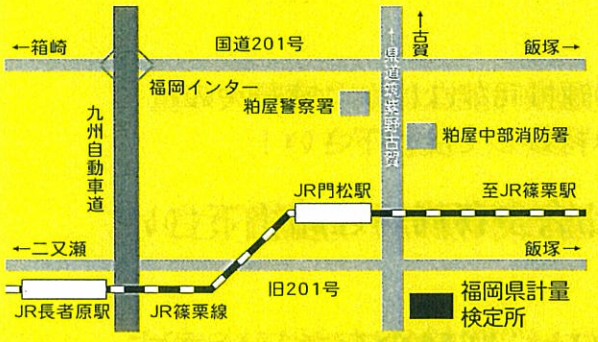

〒811-2302 糟屋郡粕屋町大字大隈188-2
TEL･FAX 092-939-2945

県知事から**指定定期検査機関**(平成18年2月3日付)の指定を受けました。
県に代わり、当協会で定期検査を実施いたします。

対象器物

非自動はかり及びおもり、分銅

▶指定定期検査機関とは

県知事が行う計量器(はかり)の定期検査(2年に1回)を、その指定する者に行わせる制度です。この検査業務は、当協会の公益法人として主幹的業務と認められ、県の行政改革の1つの柱として民間活力の活用により指定されました。

はかりの定期検査について

商取引や病院（健康診断・調剤用はかり）、学校（体重測定用）等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律（計量法）で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又はかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方（はかり）は、指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為（病院・学校等）に使用できませんので、必ず定期検査は受検して下さい。

○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H25.1.1 現在

偶　数　年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇　数　年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潴郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！

○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量（ひょう量）が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。
所在場所又は持込にて検査を行います。

○病院・薬局等で使用されている高精度はかりは、巡回検査を行います。
（はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。）

検査に関するお問い合わせは！指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会
〒811-2302　福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2　TEL/FAX 092-939-2945

はかりの定期検査について

商取引や病院（健康診断・調剤用はかり）、学校（体重測定用）等で使用するはかりは2年に1度の定期検査を受けることが法律（計量法）で義務付けられています。

この定期検査は、福岡県の委託を受けた指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会が集合検査で行います。

但し、次の該当市又はかりについては検査対象から除かれます。

☆福岡市・北九州市・久留米市については、市独自で検査が行われます。

☆県に届け出た計量士の検査を受けた方（はかり）は、指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会の検査を受ける必要はありません。

○検査に合格したはかりには、右記の合格証が貼付されます。

合格証が貼付されていないはかりや定期検査を受検していないはかりは、商取引や証明行為（病院・学校等）に使用できませんので、必ず定期検査は受検して下さい。

○福岡県では、検査区域を次の通りに分け実施しています。

H24.1.1 現在

偶　数　年	大牟田市・直方市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・みやま市・宮若市・豊前市・中間市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・福津市・筑紫郡・鞍手郡・八女郡・築上郡
奇　数　年	飯塚市・田川市・嘉麻市・朝倉市・行橋市・小郡市・古賀市・うきは市・糟屋郡・遠賀郡・嘉穂郡・朝倉郡・三井郡・三潴郡・田川郡・京都郡

○はかりは、検定証印、又は、基準適合証印の貼付されたものをご使用下さい！

検定証印

基準適合証印

家庭用計量器のマーク

※家庭用計量器は、商取引等には使用できませんのでご注意下さい。

○300kg以下のはかり

バネ式指示はかり、手動式はかり、電気式はかり等の運搬可能なはかりで最大の量（ひょう量）が300kg以下のはかりは集合検査会場へ持参して受検下さい！

○ひょう量が300kgを超えるはかりは、別途、協会事務局へ連絡下さい。所在場所又は持込にて検査を行います。

○高精度はかり[redacted]は、巡回検査を行います。（はかりの所在の場所まで出向いて検査を行います。）

○代検計量士が検査を行う場合、全ての種類所在場所で行います。

（裏面に、県に届け出をしている代検計量士名簿を記載しております。）

検査に関するお問い合わせは！指定定期検査機関 一般社団法人 福岡県計量協会
〒811-2302　福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈188-2　TEL/FAX 092-939-2945

福岡県届出代検計量士名簿

氏　名	住　所	電話(FAX)	携帯電話
井上　博司	〒808-0022 北九州市若松区大字安瀬63-6 ㈲井上計量内	093-771-3199 (093-771-3299)	090-3730-9386
押本　恵一	〒802-0052 北九州市小倉北区霧ヶ丘3-16-8 ㈱大津屋計量センター内	093-921-7660 (093-921-7674)	090-1160-1121
押本　篤			090-8391-3284
森永　一弘	〒801-0864 北九州市門司区老松1-20 ㈱生海商店内	093-331-3546 (093-331-3548)	090-8761-6245
酒見　孝志	〒808-0027 北九州市若松区大字安瀬1-27 九州テクノス㈱内	093-751-5700 (093-751-5708)	090-5021-4501
西竹　啓介	〒804-0077 北九州市戸畑区牧山海岸3-10 東洋精工㈱内	093-871-5111 (093-871-5116)	090-4586-0175
清原　正英	〒820-0062 飯塚市目尾998-2 清原計量士事務所	0948-25-0515 (0948-25-0317)	090-1510-1960
清原　一樹	〒820-0065 飯塚市中350-12 B101 きよはら計量管理オフィス		090-5749-9597
小山田　寛司	〒812-0032 福岡市博多区石城町7-23 ㈶日本穀物検定協会九州支部内	092-281-6571 (092-281-6580)	090-7442-7019
高野　正俊	〒812-0063 福岡市東区原田2-10-16		090-3604-4431
廣田　昌之	〒811-1103 福岡市早良区四箇6-11-12 ㈲ヒロタ計量内	092-812-6117 (092-812-6833)	090-6429-4435
西川　裕人	〒836-0881 大牟田市米生町2-163-43 三池計量管理センター	0944-31-5809 (　〃　)	090-6293-1624
末﨑　敬一	〒839-0843 久留米市朝妻町13-35 ㈲末崎計量器内	0942-43-4421 (0942-43-7800)	090-9584-1420
末﨑　繁			
藤原　力和	〒847-0022 佐賀県唐津市鏡1350-4 藤原計量管理事務所	0955-77-2152 (0955-77-2153)	090-1518-0704
古賀　敬介	〒864-0054 熊本県荒尾市大正町2-2-23 古賀はかり製作所内	0968-62-0123 (0968-62-0162)	090-3193-3108
新　正美	〒860-0864 熊本県熊本市八景水谷3-13-13	096-343-2828 (　〃　)	090-8667-8401
片桐　孝章	〒857-0852 佐世保市千尽町5-54 ㈲片桐計量器店内	0956-31-1919 (0956-26-1734)	090-7927-1154

指定定期検査機関

一般社団法人 福岡県計量協会

〒811-2302　糟屋郡粕屋町大字大隈188-2

電話　(092)939-2945

※この情報は個人情報保護法等の趣旨に基づき、特定計量器定期検査業務以外には使用できません。

資料５　特定計量器定期検査手数料表

福岡県の定期検査条例手数料表（指定定期検査機関も同額）

特定計量器の種類	能　力　（ひょう量）	検査手数料（円）
①検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が１ｔ以下のもの 電気抵抗線式、誘電式、電磁式等	１００ｋｇ以下	１，４００
	２５０ｋｇ以下	１，８００
	５００ｋｇ以下	２，２００
	５００ｋｇ超	３，１００
②棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち、直線目盛のみがあるもの 棒はかり、手はかり		２５０
①②に掲げるもの以外のもの ばね式指示はかり、台手動はかり、皿手動はかり、指示併用はかり、天びん等	１００ｋｇ以下	５００
	２５０ｋｇ以下	９００
	５００ｋｇ以下	１，５００
	１ｔ　以下	２，１００
	２ｔ　以下	３，７００
	５ｔ　以下	６，９００
	１０ｔ　以下	１０，７００
	２０ｔ　以下	１５，０００
	３０ｔ　以下	１９，１００
	４０ｔ　以下	２１，６００
	５０ｔ　以下	２９，８００
	５０ｔ　超	５１，２００
分銅及びおもり		１０

※　最小の目量又は表記された感量がひょう量の１０，０００分の１未満のものにあっては、２倍の金額となります。

※所在場所検査の場合、職員旅費等が別途必要になります。

福岡県公報

平成25年2月26日
第３４７４号

目　次

告　　示（第253号－第274号）

○土地改良区の定款の変更の認可（農村森林整備課）……1
○特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）……2
○特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）……3
○特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）……4
○特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）……4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（社会活動推進課）……6
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……6
○生活保護法に基づく医療機関の指定（保護・援護課）……6
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止（保護・援護課）……7
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更（保護・援護課）……8
○生活保護法に基づく施術者の指定（保護・援護課）……8
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止（保護・援護課）……8
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更（保護・援護課）……9
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……9
○解除に係る保安林の所在場所等（農山漁村振興課）……9
○解除に係る保安林の所在場所等（農山漁村振興課）……9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等（中小企業振興課）……10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等（中小企業振興課）……10
○大規模小売店舗の新設の届出（中小企業振興課）……10
○道路の区域の変更（道路維持課）……11
○道路の区域の変更（道路維持課）……12
○道路の供用の開始（道路維持課）……12

公　　告

○福岡県学力実態調査の実施に関する委託業務に係る提案の募集（教育庁義務教育課）……12
○建築協定の変更の認可（建築指導課）……12

選挙管理委員会

○政治団体の設立届（市町村支援課）……13
○政治団体の届出事項の異動届（市町村支援課）……14
○政治団体の解散届（市町村支援課）……15
○資金管理団体の指定届（市町村支援課）……16
○資金管理団体の届出事項の異動届（市町村支援課）……17
○資金管理団体の指定取消届（市町村支援課）……17

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則（警察本部警務課）……18
○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分に係る公表に関する規程（警察本部交通企画課）……18

告　　示

福岡県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成25年２月26日

福岡県知事　小　川　　洋

土地改良区名	認可年月日
三井郡床島堰土地改良区	平成25年２月13日

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒812－0023　福岡市博多区奈良屋町３番１号　久野印刷株式会社（電話 092－262－5726）

福岡県告示第255号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第２項の規定により公示する。

平成25年２月26日

福岡県知事　小川　洋

1　実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2　検査日時及び会場

(1)　知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア　ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	25年４月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	ＪＡ筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	25年４月23日	10：30～12：00 13：00～15：00	小石原公民館	
	25年４月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	めくばーる	筑前町
	25年４月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑前町役場	
	25年４月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑前町役場	
	25年５月７日	10：00～12：00 13：00～15：00	ファームステーションパザロ	朝倉市
	25年５月８日	10：00～12：00	久喜宮コミュニティ	
		13：00～15：00	ＪＡ筑前あさくら志波支店	
	25年５月９日	10：00～12：00 13：00～15：00	ＪＡ筑前あさくら杷木支店	
	25年５月10日	10：30～12：00 13：00～15：00	ＪＡ筑前あさくら高木支店	
	25年５月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉体育センター	
	25年５月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	秋月ＢＡＴＡＢＡＴＡ市場	
	25年５月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉市役所	
	25年５月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉市役所	
	25年５月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	朝倉市役所	
	25年５月23日	10：00～12：00 13：00～15：00	大刀洗町役場	大刀洗町
	25年５月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	小郡市体育館柔剣道場	小郡市
	25年５月25日から25年７月24日まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、大刀洗町及び小郡市と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市
イ　ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	25年５月25日から25年７月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市
ウ　ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、１級のはかり及び２級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	25年５月25日から25年７月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市

(2)　特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第39条第１項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	25年5月25日から25年8月24日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 大刀洗町 小郡市

福岡県告示第256号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年2月26日

福岡県知事　小　川　　洋

1　実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2　検査日時及び会場

(1)　知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
テ　ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	25年5月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	小波瀬コミュニティセンター	苅田町
	25年5月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	三原文化会館	
	25年5月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやこ町中央公民館	みやこ町
	25年5月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやこ町豊津支所	
	25年5月31日	10：00～12：00 13：00～15：00	みやこ町勝山体育館	
	25年6月12日	10：00～12：00	行橋市仲津公民館	行橋市
		13：00～15：00	行橋市今川公民館	
	25年6月13日	10：00～12：00	行橋市延永公民館	
		13：00～15：00	行橋市民会館	
	25年6月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	行橋市民会館	

	25年6月15日から25年8月14日まで	左欄の間に行う検査については、苅田町、みやこ町及び行橋市と協議の上、指示する。	苅田町 みやこ町 行橋市
イ　ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	25年6月15日から25年8月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苅田町 みやこ町 行橋市
ウ　ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	25年6月15日から25年8月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	苅田町 みやこ町 行橋市

(2)　特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	25年6月15日から25年9月14日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		苅田町 みやこ町 行橋市

福岡県告示第257号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成25年2月26日

福岡県知事　小　川　　洋

1　実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2　検査日時及び会場

(1)　知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア　ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	25年6月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	歓遊舎ひこさん	添田町
	25年6月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	歓遊舎ひこさん	
	25年6月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	添田町役場	
	25年6月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	赤村住民センター	赤村
	25年6月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	大任町役場	大任町
	25年6月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	川崎町農産物直売所「Dé・愛」	川崎町
	25年6月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	川崎町民会館	
	25年6月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	香春町生涯学習センター	香春町
	25年6月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	香春町生涯学習センター	
	25年6月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸田町役場	糸田町
	25年7月1日	10：00～12：00 13：00～15：00	福智町中央公民館	福智町
	25年7月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	福智町中央公民館方城分館	
	25年7月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	福智町中央公民館金田分館	
	25年7月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川青少年文化ホール	田川市
	25年7月5日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川青少年文化ホール	
	25年7月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	田川青少年文化ホール	
	25年7月10日から25年9月9日まで	左欄の間に行う検査については、添田町、赤村、大任町、川崎町、香春町、糸田町、福智町及び田川市と協議の上、指示する。		添田町 赤村 大任町 川崎町 香春町 糸田町 福智町 田川市
イ　ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	25年7月10日から25年9月9日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		添田町 赤村 大任町 川崎町 香春町 糸田町 福智町 田川市
ウ　はね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	25年7月10日から25年9月9日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		添田町 赤村 大任町 川崎町 香春町 糸田町 福智町 田川市

(2)　特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	25年7月10日から25年10月9日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		添田町 赤村 大任町 川崎町 香春町 糸田町 福智町 田川市

福岡県公報

平成25年3月8日
第３４７７号

目　次

告　　示（第331号－第350号）

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等
（中小企業振興課）……1

○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行（公園街路課）……2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園街路課）……2
○土地改良区の清算人の退任（農村森林整備課）……2
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）……3
○道路の供用の開始（道路維持課）……3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し（会計管理局会計課）……3
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（社会活動推進課）……3
○特定非営利活動法人設立の認証申請（社会活動推進課）……4
○土地改良区の役員の退任（農村森林整備課）……4
○土地改良区の役員の退任（農村森林整備課）……4
○解除予定保安林の所在場所等（農山漁村振興課）……4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（農山漁村振興課）……5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知（農山漁村振興課）……5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
（農山漁村振興課）……5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
（農山漁村振興課）……6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
（農山漁村振興課）……6
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
（農山漁村振興課）……6
○道路の区域の変更（道路維持課）……6
○道路の区域の変更（道路維持課）……7

公　　告

○一般競争入札の実施（県民情報広報課）……7
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税　務　課）……9
○落札者等の公示（警察本部会計課）……9
○落札者等の公示（警察本部会計課）……10

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則（警察本部警務課）……10
○警備業法第23条に規定する検定の実施（警察本部生活安全総務課）……10
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……12
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……13

正　　誤

○特定計量器の定期検査の実施（平成25年２月福岡県告示第256号）中正誤……14

告　示

福岡県告示第331号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定による届出について、法第８条第１項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第３項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から１月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年３月８日

福岡県知事　小　川　　洋

第3477号　福岡県公報　平成25年3月8日　金曜日　1

定期発行日：毎週火・金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒812－0023　福岡市博多区奈良屋町３番１号　久野印刷株式会社（電話 092－262－5726）

正　誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄 上	欄 下	行	備考	正	誤
25 2 26	3474	告示	256	4	一〇			表中	○ 10:00～12:00　小波瀬コミュニティセンター 13:00～15:00　三原文化会館 10:00～12:00 13:00～15:00　三原文化会館	● 10:00～12:00 13:00～15:00　小波瀬コミュニティセンター 10:00～12:00 13:00～15:00　三原文化会館